

ピアザ淡海あり方検討会議規約

(名称)

第1条 この会は、「ピアザ淡海あり方検討会議」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ピアザ淡海の今後の維持管理、利活用等について検討協議することを目的とする。

(検討協議内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討協議する。

- (1)民間運営に係る基本的な考え方の検討、調整
- (2)民間運営に係る民間事業者の意向把握
- (3)民間運営に係る個別施設の意向確認、調整
- (4)民間運営に係る民間事業者の公募
- (5)その他ピアザ淡海利活用方針の具体化に向けた調整

(構成)

第4条 本会の会員は、次の団体とする。

- (1)滋賀県
 - (2)地方職員共済組合滋賀県支部
 - (3)滋賀県市町村職員共済組合
 - (4)公益財団法人滋賀県市町村振興協会
- 2 委員は、前項に定める会員から各1名を推薦するものとする。
- 3 委員が欠けたときは、その所属団体は速やかに後任者を推薦する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)委員長1名
- (2)監事1名

(役員を選任)

第6条 委員長は、滋賀県が推薦する委員をもって充てる。

- 2 監事は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および役員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会は、委員長が招集する。

2 本会は、全委員の出席をもって成立する。

3 本会の議長は、委員長が務める。

4 議事は、全会一致で決することとする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

(調整会議)

第10条 本会の連絡調整を行うために、調整会議を設置する。

2 調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 調整会議の議長が必要であると認めたときは、調整会議の議長が指名した者を調整会議に加えることができる。

4 調整会議の議長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第11条 本会および調整会議の事務を処理するため、事務局を滋賀県総務部総務事務・厚生課に置く。

2 事務局に事務局長その他職員を置く。

3 事務局長は滋賀県総務部総務事務・厚生課長の職にある者をもって充てる。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第14条 本会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

2 本会が解散した場合において、その残余財産は、本会の議決を経て処分する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規約は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

構成員
地方職員共済組合滋賀県支部事務長〔議長〕、滋賀県総合企画部国際課長、 滋賀県総合企画部県民活動生活課長、滋賀県政策研修センター所長、 滋賀県市町村職員共済組合事務局長、公益財団法人滋賀県市町村振興協会事務局長